聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成30年3月28日

聖籠町長 渡邊 廣吉

## 聖籠町規則第8号

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年聖籠町規則第1号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「勤務日等(」の次に「条例」を加える。

第3条の2第1項第1号中「達するまでの子」の次に「(条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。第5条の6第1項第4号及び第5号を除き、以下同じ。)」を加え、同項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加え、同項第3号中「第15条第1項」を「第8条の2第2項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、同条第2項中「認められる」を「認める」に改める。

第5条の2の2の次に次の1条を加える。

(条例第8条の2第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者) 第5条の2の3 条例第8条の2第1項のその他これらに準ずる者として規則 で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号 に規定する養育里親(以下「養育里親」という。)である職員(児童の親そ の他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定によ り、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」 という。)として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法 第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第5条の3第4項第3号中「前2号に掲げる場合のほか、当該請求した職員 が条例第8条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合」を「当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合」に改め、同 項第4号中「当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合」を「当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員 が条例第8条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第5条の3第8項中「(昭和22年法律第164号)第6条の2第4項」を「第6条の2の2第4項」に、「児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第19条第3号に規定する事業における相互援助活動」を「同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助」に改める。

第5条の4第4項中「第5条の3」を「前条」に改め、同条第5項第3号中「前2号に掲げる場合のほか、当該請求した職員が条例第8条の3第1項に規定する職員に該当しなくなった場合」を「当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合」に改め、同項第4号中「当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合」を「当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員 が条例第8条の3第1項に規定する職員に該当しなくなった場合 第5条の5第6項に次の2号を加える。
  - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第81

7条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員 がそれぞれ条例第8条の3第2項又は第3項に規定する職員に該当 しなくなった場合

第5条の5第7項中「同項の規定による」を「時間外勤務の制限の」に改める。

第5条の6を次のように改める。

(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)

- 第5条の6 条例第8条の2第2項のその他規則で定める者は、次に掲げる者 (第2号から第5号までに掲げる者にあっては、職員と同居しているものに 限る。)とする。
  - (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
  - (2) 父母の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。この項及び別表第2において同じ。)
  - (3) 配偶者の父母の配偶者
  - (4) 子の配偶者
  - (5) 配偶者の子
- 2 条例第8条の2第2項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。
- 3 前3条(第5条の3第4項第3号から第5号まで、第5条の4第1項、第 5項第3号から第5号まで及び前条第6項第3号から第5号までを除く。) の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、 第5条の3第4項第1号、第5条の4第5項第1号及び前条第6項第1号中 「子」とあるのは「要介護者」と、第5条の3第4項第2号、第5条の4第 5項第2号及び前条第6項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより

当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第2項中「、条例第8条の3第2項」とあるのは「、それぞれ条例第8条の3第2項に規定する支障の有無」と、同条第3項中「時間外勤務の制限の」とあるのは「条例第8条の3第3項の規定による」と、「条例第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「同項」と、同条第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第11条第1項第8号中「親」の次に「(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者(同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)」を加え、同項第15号中「条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)」を「要介護者」に改める。

第12条を次のように改める。

(介護休暇)

- 第12条 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
- 2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、 当該申出による期間の初日から末日までの期間(第5項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。
- 3 職員は、第1項の申出に基づき前項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場

合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を 休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

- 4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の 申出があった場合には、第2項、この項又は次項の規定により指定された指 定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するもの とする。
- 5 第2項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間 又は第1項の申出に基づき第2項若しくはこの項の規定により指定された指 定期間の末日の翌日から第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出が あった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申 出の期間」という。)の全期間にわたり第15条ただし書の規定により介護 休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として 指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条た だし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、 これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとす る。
- 6 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日を もって1月とする。

第12条の2を第12条の4とし、第12条の次に次の2条を加える。

- 第12条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又 は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護 時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当 該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内 の時間とする。

(介護時間)

- 第12条の3 介護時間の単位は、30分とする。
- 2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連

続した2時間(育児休業法第19条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第15条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第15条第1項」の次に「又は第15条の2第1項」を加える。

第17条第2項中「届出」を「申出」に改める。

第18条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同条第2項中「前項の場合」を「前項の介護休暇の承認を受けようとする場合」に、「条例第15条第2項に規定する介護を必要とする1の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「2週間以上の期間」の次に「(次に掲げる場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間)」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 1回の指定期間の初日から末日までの期間が2週間未満である場合 当該指定期間内において初めて介護休暇の承認を受けようとする日 (以下この項において「初日請求日」という。)から当該末日までの 期間
- (2) 1回の指定期間の初日から末日までの期間が2週間以上である場合であって、初日請求日から2週間を経過する日(以下この項において「2週間経過日」という。)が当該指定期間の末日より後の日である場合 初日請求日から当該末日までの期間
- (3) 1回の指定期間の初日から末日までの期間が2週間以上である場合であって、2週間経過日が第12条第5項の規定により指定期間として指定する期間から除かれた日である場合 初日請求日から2週間経過日前の直近の指定期間として指定された日までの期間

第20条第2項ただし書中「第18条第1項の」の次に「規定により介護休暇の」を加え、同条第3項中「前項の場合において」を「療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間又は組合休暇について」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。